

高齢者への虐待を 解決するための支援

1

地域ケア会議・個別ケース会議等への参画

地域ケア会議や個別ケース会議等において、高齢者虐待案件の解決に向けた対応を検討するにあたり、例えば、「やむを得ない事由による措置」や「立ち入り調査」など、その実施の判断に迷ってしまうようなこともあろうかと思えます。

そのような場合に、会議に参画して助言をすることによって、高齢者虐待の解決にお役に立つことができます。

高齢者虐待の解決のための社会資源の一つとして、地域ネットワークの一員として、ご活用ください。



2

高齢者虐待を解決するための成年後見人への就任

経済的虐待などは、成年後見人が就任し、財産を虐待者から分離・確保することにより解決を図ることが可能となります。高齢者虐待を解決するために、成年後見制度は大いに活用できる制度です。

私たちは、これまで多くの高齢者の方の成年後見人に就任し、高齢者虐待を解決に導いています。

成年後見制度の利用を検討するにあたっては、ぜひ、ご相談ください。



3

養護者に対する支援



高齢者虐待防止法では、養護者の支援を一つの柱としています。高齢者虐待の原因の一つとして、養護者の生活困窮をあげることができます。

私たちは、これまで多重債務問題や生活保護の問題等、生活困窮者への支援の取り組みを積極的に行ってきました。

私たちは、養護者支援を通じて、高齢者虐待の解決に向けてお役に立つことができます。